

通巻 47 号 December, 2016

日本通信教育学会報

Japan Association of Distance Education

目 次

・第 64 回研究協議会を終えて……………	1	・会員の声……………	3
・平成 28 (2016) 年度『研究論集』投稿募集……………	2	・通信教育の動向……………	4
・平成 28 (2016) 年度第 2 回理事会報告……………	2	・通信教育のこの 1 冊⑩……………	6
・会員……………	3		

第 64 回研究協議会を終えて

日本通信教育学会第 64 回研究協議会が、2016 年 10 月 29 日（土）桜美林大学四谷キャンパス（千駄ヶ谷）で開催されました。参加者は 48 名（会員 33 名、非会員 15 名）でした。

冒頭に白石克己会長より挨拶がありました。そのあと、5 件の自由研究発表が続き、途中、昼食・休憩時に総会が開かれました。午後には、特別講演とシンポジウムが行われました。そして、夕刻からの情報交換会には 30 名の参加があり、充実した一日となりました。

【自由研究発表】①佐藤雄一郎会員・末廣純子氏は、「企業・団体内教育における通信教育の有用性に影響を及ぼす要因—成員に対する自己啓発支援を目的とした通信教育活用の観点から—」と題して、通信教育を活用し自己啓発がうまくいっている組織は、どのような特徴があるかについての発表でした。②山鹿貴史・鈴木克夫両会員は、「戦後教育改革期の国立大学と通信教育」と題して、国と通信教育の観点から「免許法認定通信教育」の歴史を概括することによって、戦後教育改革期の国立大学通信教育の実態を分析、考察されました。③石原朗子会員は、「通信制大学の 3 つのポリシーに関する考察—通学制との比較と特色—」と題して、通信制大学の 3 つのポリシーを通学制と比較し、通信制大学のあり方やそこでのポリシーの意味について、多くの問題点が指摘されました。④土岐玲奈会員は、「多様な学びと通信制高校教育」と題して、教育現場のなかでも特にケアを重視する通信制高校において教師の生徒への働きかけの実態等が報告されました。⑤石川伸明会員は、「全日制・定時制の不登校生徒を対象とする『通信教育』—学校不適應における通信メディアの活用をめぐる問題—」と題して、不登校生徒を対象とする通信教育において、通信メディアの活用をめぐる問題を検討し、いくつかの提言がありました。

【特別講演】手島純会員より、「通信制高校の 25 年前に遡り、現在を俯瞰する」と題する講演がありました。「NHK 首都圏 90—ぼくは通信制を選んだ」を上映しながら、ご自身の経験とともに通信制高校の四半世紀を振り返り、今日の通信制高校の役割の多様化と広域通信制高校の抱える問題点について言及されました。

【シンポジウム】シンポジウムは「Learning Analytics から見えてきたドロップアウトを招く要因」というテーマで開かれました。高等教育機関のドロップアウト要因を LA によって明かにするとともに、共通性を見つけ出し、これまで各大学が経験的に得てきたドロップアウト要因との関係性を探ろうとするものでした。コーディネータに小林建太郎会員、シンポジストに松居辰則氏（早稲田大学）、米山あかね会員、田島貴裕会員、そして、指定討論者に篠原正典会員、古塚典洋会員という面々でした。ドロップアウト要因や防止をめぐる、各シンポジストからデータ分析を基に教育現場での実践を踏まえた意見交換と提案や示唆があり、コーディネータによる論点整理が行われ、フロアからの質問や意見を交えた活発な議論が展開されました。

以上、自由研究発表、特別講演、シンポジウムそれぞれに充実したプログラムが生まれ、多くの会員、参加者による熱心な発表や討議が行われ、盛会のうちに終了することができました。

最後に、研究協議会の準備と当日の会場運営にご協力いただいた会員の皆様に感謝申し上げます。

（東北福祉大学 寺下 明）

平成 28 (2016) 年度『研究論集』投稿募集

下記の通り、平成 28 (2016) 年度『研究論集』への投稿を募集します。奮ってご応募ください。

(1) 論文

① 題目届の提出

- ・提出方法：投稿を希望する会員は、期日までに題目等（①氏名、②所属、③題目）を事務局宛に電子メール（jade.office.obirin@gmail.com）にてお知らせください。
- ・提出締切：平成 28 (2016) 年 12 月 20 日（火）

② 原稿の提出

- ・提出方法：期日までに原稿（MS-WORD）を事務局宛に電子メール（jade.office.obirin@gmail.com）にて提出して下さい。
- ・提出締切：平成 29 (2017) 年 2 月 28 日（火）

③ 刊行日（予定）

- ・平成 29 (2017) 年 6 月 30 日（金）

④ 投稿規定・査読基準

- ・『平成 27 年度 研究論集』巻末、『日本通信教育学会報』通巻 46 号 2 頁、または日本通信教育学会 Web サイト（<http://jade.r-cms.biz/>）をご参照ください。

(2) 書評・図書紹介

① 「書評・図書紹介」で取り上げる図書

- ・通信教育、遠隔教育などに関する内容を含み、かつ原則として刊行から 3 年以内（2014 年 1 月以降）のもの。

② 分量

- ・「書評」が 4,000～6,000 字程度、「図書紹介」が 2,000～4,000 字程度

③ 投稿希望の提出

- ・提出方法：投稿を希望する会員は、期日までに、①氏名、②所属、③取り上げる図書の著者名・書名・出版社名・刊行年を事務局宛に電子メール（jade.office.obirin@gmail.com）にてお知らせください。
- ・提出締切：平成 28 (2016) 年 12 月 20 日（火）

④ 原稿の提出

- ・提出方法：原稿は MS-Word で作成し、電子メールに添付して事務局宛（jade.office.obirin@gmail.com）にお送りください。
- ・提出締切：平成 29 (2017) 年 2 月 28 日（火）

⑤ その他

- ・「論文」と「書評・図書紹介」との同時投稿を認めます。
- ・必要に応じて査読委員会で採否を審査し、修正を求める場合があります。

平成 28 (2016) 年度第 2 回理事会報告

平成 28 (2016) 年度第 2 回日本通信教育学会理事会が、平成 28 (2016) 年 9 月 6 日（火）15 時から 17 時に桜美林大学四谷キャンパス（千駄ヶ谷）で開催され、以下の事項が審議、報告された。

【審議事項】

(1) 第 64 回研究協議会のプログラム（案）について

資料 1 に基づき、第 64 回研究協議会のプログラム（案）ならびにシンポジウム企画案について説明があり、原案の通り承認された。なお、総司会は寺下理事が担当し、広域通信制高等学校をめぐる諸問題ならびに文部科学省調査研究協力者会議の審議経過について、理事の中から 1 名に「特別講演」を依頼することとなった。

(2) 周年記念事業について

資料 2 に基づき、周年記念事業の実施について提案があり、その実施時期、内容、方法等について検討を行った結果、2017 年秋の第 65 回研究協議会に合わせて通信教育制度創設 70 周年記念事業を実施する方向で具体的な計画を進めることが了承された。

(3) 研究助成制度の創設について

資料3に基づき、研究助成制度の創設について提案があり、その目的、対象と資格、金額、審査方法等について審議を行った結果、研究協議会における研究発表ならびに『研究論集』掲載論文を対象とする研究助成制度を創設する方向で具体的な検討を行い、次回理事会に再度、提案することとなった。

(4) 平成28(2016)年度予算(案)について

資料4に基づき、平成28(2016)年度予算(案)について説明があり、原案の通り承認された。

(5) 「e-Learning Awards 2016 フォーラム」協賛名義使用承認申請について

資料5に基づき、「e-Learning Awards 2016 フォーラム」協賛名義使用承認申請について説明があり、原案の通り承認された。

【報告事項】

(1) 平成27(2015)年度決算報告監事監査の結果について

資料6に基づき、石原監事より平成27(2015)年度決算報告監事監査の結果について報告があり、原案の通り承認された。

会 員

Web サイトでは省略します

会 員 の 声

通信制／遠隔教育の奥深さ

日本通信教育学会。私の人生の節目節目と深く関わっている団体です。

私が大学院生のとき、研究テーマは「通信制大学の学生会組織の研究」でした。そのアドバイスをもらえればと思い、研究協議会に参加したのが最初の接点でした。通信制教育関係ですでお名前を知っていた先生方と知り合え、修士論文の質が大幅に上がりました(たぶん)。

修士課程修了後は教員として就職。就職先は広域通信制高校のS高校。札幌学習センター勤務がはじまりました。業務に追われる中、実践での気付きをもとに研究会での発表や「研究ノート」の執筆もおこなったのもいい思い出です。

ちょうど日本通信教育学会で「通信制高校」研究が大きく扱われたのもそのころでした。若手メンバーで研究会を実施したのを懐かしく思い出します。その時も、日本通信教育学会は後援として支えてくださいました。ありがたいことだと思いま

高校の不登校生徒に対するICTの活用

文部科学省から発出された平成28年9月14日付け28文科初第770号「不登校児童生徒への支援の在り方について」の記2(4)には、次のような規定があります。「義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成17年7月6日付け17文科初第437号『不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について』によるものとする。」この規定からは、義務教育段階にない高校の不登校生徒に対しては、「17文科初第437号」が適用できないようにも読み取れます。

実際、ある国会議員の質問主意書に対する、内閣総理大臣の平成28年8月15日付け参議院議長あて答弁書「内閣参質191第9号」の「四の2について」でも、「17文科初第437号」による出席

す。

通信制高校教諭として札幌と帯広で4年を過ごしました。その高校で「人柄がいいけど、書くことができなくて進路がなかなか決まらない」生徒たちと出会い、作文や論述の対策、面接練習を行ってきました。そして次第に、「書く」ことを指導することに特化した指導をしたいと考えるようになりました。高校生にとどまらず、小中学生や社会人などの幅広い方たちに、「書く」ことのコツと楽しさを伝えたいと考えるようになりました。

そして平成28年3月に退職し、独立。現在は「作文教室ゆう／理数教室ゆう」を経営しています。こちらの塾には通信添削コースを設けています。遠隔教育の良さである「へだたり」の効果と難しさを実感する毎日です。

通信制大学研究から通信制高校の研究。そしていまは民間の立場からの通信制教育事業の経営。改めて、「通信制」という制度の奥深さを実感しています。

日本マド・エデュケーション協会 事務局長
作文教室ゆう／理数教室ゆう代表 藤本 研一

扱いは義務教育段階を対象としたものである、と記述されています。

ところが、同じ議員に対する、平成28年6月2日付け答弁書「内閣参質190第122号」の「四の1について」では、「17文科初第437号」に関して、「全ての小学校、中学校、高等学校等において」と記述されており、小学校、中学校だけでなく、全ての高校の不登校生徒も適用対象であることを示していました。そもそも「17文科初第437号」じたいに、適用対象を義務教育段階の不登校児童生徒に限るとの規定は、ありませんでした。

「17文科初第437号」の適用対象がこのように縮減されることは、平成28年6月から8月までのあいだに、政府で何らかの方針転換がおこなわれたことを意味しているのでしょうか。もし、そのあたりの事情を御存知の会員があれば、御教示いただければ幸いです。

愛知県立旭陵高等学校 石川 伸明

◆「会員の声」を募集◆

「会員の声」を本誌に掲載します。掲載を希望する会員は、原稿（600～750字程度、MS-Wordで作成）を事務局（jade.office.obirin@gmail.com）までお送りください。

通信教育の動向



全国高等学校通信制教育研究会

全通研の秋・冬の報告と予定は次の通りです。

・平成28年度ブロック代表校長研究協議会

11月24日（木）、東京都立一橋高等学校において、ブロック代表校長研究協議会を開催、全国7ブロックから活動報告の後、文部科学省初等中等教育局高等学校教育改革室専門官菅谷匠氏から「通信制高校をめぐる最近の動向」について講話を頂きました。

・NHK 高校通信教育委員会

11月25日（金）午前、NHK放送センターにおいて、NHK高校講座主催による標記委員会が開催されました。NHKから平成29年度の放送計画の説明があり、その後、全通研側から要望・意見などを伝えて番組向上に役立てていただきます。

・平成28年度第2回理事会

11月25日（金）午後、NHK放送センターにおいて第2回理事会を開催しました。理事会に先立ち、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長常盤木祐一氏より、ウィッツ青山学園高等学校の生徒の回復措置における全通研の協力に対し謝辞があり、更に「高等学校通信制教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づく通信制高等学校の実態調査の協力要請がありました。

28年度前半の活動報告・会計報告等とともに、「教科書改訂への取り組み」「全通研70周年記念事業」「全通研入会申請依頼」の改定等について審議しました。

・全通研研修会

年明けの1月6日(金)、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、早稲田大学人間科学学術院准教授森田裕介先生を講師に、「学習支援に向けたホームページの活用～その事例と簡単な実演～」と題して研修会を開催します。

(事務局長 村越 和弘)



公益財団法人 私立大学通信教育協会

本協会は、通信教育課程を設置する私立大学相互の協力によって、大学通信教育の振興を図ることを目的に設立されており、現在、その趣旨に賛同した36大学・17大学院・9短期大学の合計62校が加盟校となって運営し、大学通信教育の周知普及と水準向上の事業を推進しています。

(1) 大学通信教育の周知普及事業

大学通信教育の在り方を広く社会に伝え、入学希望者に情報を提供するために、本協会主催の事業として「平成28年秋期合同入学説明会」(8～9月、全国5会場)を実施し、さらに12月3日には通信制大学院の合同入学説明会、来年1～2月には「平成29年春期合同入学説明会」(全国10都市、13日程)を実施します。

(2) 大学通信教育の水準向上事業

文部科学省の担当者を講師に招き、7月に「大学通信教育の質保証」(3つのポリシー)をテーマに研修会を開催し、加盟27大学・大学院・短期大学から28名の参加がありました。また9月にも文部科学省の担当者を講師に招き、「中央教育審議会答申『これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について』における提言と今後の改革の方向性について」をテーマに情報意見交換会を開催し、加盟28大学・大学院・短期大学から56名の参加がありました。10月には東京ガーデンパレスにて「大学通信教育職員研修会」を1泊2日で実施して職員の能力向上に努め、日本福祉大学の講師から「障がいのある入学者及び学生への対応について」の講演を行いました。76名の参加がありました。12月には「大学通信教育メディア授業研究会」を開催し、実施大学の事例発表などを予定しています。

(理事長 高橋 陽一)



公益社団法人 日本通信教育振興協会

◎成績優秀者に文部科学大臣賞を授賞!

11月26日(土)、東京都千代田区の主婦会館・プラザエフにて、当協会主催の第28回生涯学習奨励表彰式を開催しました。この表彰は、当協会認定の「生涯学習奨励講座」を特に優秀な成績で修了した者を対象に表彰するものです。今年度は文部科学大臣賞14名、公益社団法人日本通信教育振興協会会長賞28名、総勢42名の方々が栄えある賞を受賞しました。式後に開かれた祝賀会&学習指導員交流会においても受賞の喜びの声が満ち溢れていました。

◎地域の生涯学習の支援者として学習指導員が活動中です!

通信教育で学び、身に付けた知識や技能、また実社会で培った専門的な知識や技能を生かし、地域での生涯学習の支援者として活動する学習指導員の認定登録数は、延べ1,985名となりました(2016年11月30日現在)。指導分野も40を超え、教室を開講したり、公民館や生涯学習センターでの講師、小中学校での課外授業の支援など全国各地で活動中です。活動の一部は当協会ホームページ(<http://www.jais.or.jp/wewe/index.html>)で紹介しています。ぜひご覧ください。

◎税額控除対象法人として認定されました。

8月30日付で内閣府より税額控除対象法人として認定されました。これにより当協会への寄附は、所得控除、税額控除のいずれかを選択できるようになりました。

(事務局長 友縄 秀男)



通信教育のこの1冊⑩

岩手大学学芸学部通信教育部編 『岩手大学の通信教育』

(1959年 岩手大学学芸学部通信教育部)

「大学通信教育」とは、1950（昭和25）年に正規の課程として開始されたものである。現在では「大学通信教育＝私立大学」という認識が、通信教育関係者の中でも、もはや当たり前のものとなっている。

しかし戦後教育改革期には、学校教育法に基づく大学通信教育とは異なる、国立大学が実施していたもう一つの「大学通信教育」が存在していたという事実を、我々関係者は忘れてはならない。その「幻の通信教育」とも言うべき存在こそ「教育職員免許法認定通信教育」、いわゆる国立大学通信教育と呼ばれるものである。その沿革は、『岩手大学の通信教育』によると、次のように記されている。

「昭和二十二年度から六・三・三の新しい学制が実施されることになり、駐留軍総司令部民間情報教育局は、その精神を徹底させ、速やかに教育を新しい方向に切りかえるための方法のひとつとして、文部省の相談をうけ教員再教育の通信教育を行うことを承認した。（略）」

昭和二十五年十月から国立大学の学芸学部、教育学部をもつていた大学に一せいに通信教育部を設けられ当大学にも開設された。（略）昭和二十四年五月制定、昭和二十九年六月と大幅に教育職員免許法施行法施行規則等が改正され、現職教育実施五ヶ年の計画も本年三月で終わりを遂げることになった。」（岩手大学長 鈴木重雄）

「大学通信教育」が担ってきた歴史的な意義や役割は、その時代ごとに変遷を辿ってきたといえるが、当時私立大学の通信教育が「教育の機会均等」を主に担っていたのだとすれば、免許法通信教育は「現職教育」や「教員養成」の一端を担っていたということが理解できる。ところがそうした点でいえば、この免許法通信教育のほかにも、大学公開講座や各都道府県教委が実施する認定講習会などの方法もあった。こうした中でなぜ、この「通信教育」という方法が、当時これほど重視されたのであろうか。実はここに、「国」が通信教育に対して密かに寄せていた期待を、見て取ることができる。

実際に、秋田大学（秋田大学教育学部創立百周年記念会編『創立百年史秋田大学教育学部』1973年10

月）での記録によれば、第一次ベビーブームの年に生まれた層が小学校に入学する1953（昭和28）年に、免許法通信教育が過渡期を迎えていたことが判る。すなわち国は、予め大量の教員が必要とされる事態を見越して、通信教育の制度化を推進していたのではないかと、いうわけである。

そしてもう一つ、国がこの国立大学の通信教育を通じて模索していたと思える事柄がある。それは「放送利用による教育」である。主に山間僻地や離島を有する地域において、免許法通信教育の一環としての放送教育の存在が確認されている。特に北海道では、NHKとの協力を得て1951（昭和26）年から開始されており、その取り組みは私立大学の民法放送教育に7年も先駆けていることが判る。こうした背景に、教育研修所所長を経た城戸幡太郎や、放送教育・通信教育界の中心的人物で本学会初代理事長でもあった西本三十二の存在が無関係であったとは想像し難い。これらの点から見えてくるものこそ、1960年代後半にまで遡る「国家主導による通信制の大学」である「放送大学」の設置構想、まさしくその源流ではなからうか。

そうした国の様々な期待や思惑とは裏腹に、免許法通信教育は1962（昭和37）年に終了する。末期には、この通信教育事業を「正規の通信教育」へと発展・昇華させるべく、本学会で要望書が決議され国へ提出もされたが、その要望が叶うことはなかった。こうして、本学会においてもその成立から深く関わり、初期には学会の発展を牽引した国立大学の通信教育は、もう一つの系譜である社会通信教育のみを残し、幕を降ろしたというわけである。

『岩手大学の通信教育』のまえがきには、このような記述がある。「この書が今後再開されるであらう通信教育の発展にいささかなりとも参考になるのなら幸である」と。

通信・遠隔教育の技術は、この10数年で目覚ましい発展を遂げてきた。そしてeラーニングやMOOCsといった新たな教育方法・制度も充実してきた今日、国立大学に再び「通信教育」の灯火が宿る日も、決してそう遠くはないのかもしれない。

(八洲学園大学 山鹿 貴史)

日本通信教育学会報 通巻47号

発行日 平成28(2016)年12月10日

発行所 日本通信教育学会事務局

〒194-0294 東京都町田市常盤町3758 崇貞館B608 桜美林大学 鈴木克夫研究室内

日本通信教育学会事務局 E-mail: jade.office.obirin@gmail.com